

## 広島県情報公開・個人情報保護審査会（諮問 28（情）第 11 号）

### 第 1 審査会の結論

広島県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった行政文書について、不存在であることを理由に不開示とした決定は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 開示の請求

審査請求人は、平成 28 年 3 月 10 日、広島県情報公開条例（平成 13 年広島県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定により、実施機関に対し、「広島県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が地方公務員法第 31 条服務宣誓を行ったことが判る全ての資料（平成 28 年現在の）」（以下「本件請求文書」という。）の開示の請求（以下「本件請求」という。）をした。

#### 2 本件請求に対する決定

本件請求に対し、実施機関は、本件請求文書について、不存在を理由とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 28 年 5 月 2 日付けで審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 5 月 10 日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第 3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 文部科学省に聞いたところ、「宣誓しなければならない。」と教示を受けた。
- (2) よって、県教育長が服務宣誓を行った文書は存在するはずである。

### 第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書に記載する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「地公法」という。）第 31 条には、「職員は、条例で定めるところにより、サービスの宣誓をしなければならない

い。」と規定されているところ、その適用範囲については、同法第4条第2項に「この法律の規定は、法律に特別の定めがある場合を除く外、特別職に属する地方公務員には適用しない。」と規定されている。

教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。）第4条第1項の規定により、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するものとされているところ、地公法第3条第3項の規定により、「就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職」（同項第1号）は、特別職とするものとされており、教育長は、地公法第4条第2項の「特別職に属する地方公務員」に該当する。

また、地公法第31条の教育長に対する適用について、法律に特別の定めはないから、地公法第4条第2項の「法律に特別の定めがある場合」には該当しない。

したがって、地公法第31条は、教育長には適用されず、教育長は、地公法第31条による服務宣誓の義務を負ってはいないから、県教育長が、特別職である教育長に任命された際、地公法第31条による服務宣誓を行った事実はなく、本件請求文書は存在しない。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件請求について

本件請求は、県教育長が地公法第31条に基づき服務宣誓を行ったことが分かる文書の開示を求めるものであり、審査請求人は、地公法上、県教育長は服務宣誓をすることとなっているから、本件請求文書は存在する旨主張していることから、以下その存否について検討する。

### 2 本件処分の妥当性について

本件請求文書が存在しない理由について、実施機関に改めて確認したところ、審査請求人は、本件請求に係る開示請求書にわざわざ「（平成28年現在の）」と明記していることから、平成28年の県教育長の任期に係る服務宣誓の記録が記載された行政文書の開示を求めるものと解し、特別職の職員である県教育長には地公法第31条は適用されないことから、服務宣誓を行った事実はなく、本件請求文書は存在しないとして本件処分を行ったとのことであった。また、県教育長の平成28年在任時における任期については、平成27年4月1日から3年間とされているとのことであった。

本件請求に係る開示請求書に「（平成28年現在の）」と記載されていること、教育長については、地教行法第5条第1項の規定によりその任期が定められており、任期の都度任命手続がなされること、加えて、審査請求人は、本件請求を行う前に、県教育長が駐広島大韓民国総領事館で開催された晩餐会（平成27年6月22日開催）へ出席したことに関する行政文書の開示請求を行っていることを踏まえると、実施機関が、本件請求の対象となる行政文書を、平成28年の県教育長の任期に係る服務宣誓についての記録と解したことは、不合理とはい

えない。

さらに、当審査会において地公法及び地教行法の関係規定を確認したところ、実施機関の説明どおり、平成 27 年 4 月 1 日の県教育長の任命時において、県教育長は特別職の職員に該当し、地方公務員の服務宣誓義務を定めた地公法第 31 条の適用外となっていることが認められた。

以上のことから、実施機関が本件請求文書を作成又は取得していないため、不存在を理由とする本件処分を行ったことは、妥当である。

### 3 結論

よって、当審査会は、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
28. 12. 7	・ 諮問を受けた。
29. 2. 13 (平成 28 年度第 11 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 3. 29 (平成 28 年度第 12 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。
29. 4. 24 (平成 29 年度第 1 回第 2 部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員 (50 音順)

【第 2 部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 ( 部 会 長 )	広島修道大学教授